

岐南町公式マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐南町公式マスコットキャラクター「ねぎっちょ」及び「ししまろ」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 キャラクターのイラスト、立体物、写真又はこれらに準ずるものをいう。
- (2) 物品等 デザイン等を使用した商品、景品、これらのパッケージ又はこれらに準ずるものをいう。

(使用許可)

第4条 デザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が使用する場合
- (2) 学校等が教育の一環の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認める場合

(使用許可の申請)

第5条 申請者は、使用許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要が分かる資料(申請者が法人その他の団体等である場合に限る。)
- (2) デザイン等の使用見本
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(使用許可書の交付等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条の許可(以下「使用許可」という。)をすることができる。

- (1) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (2) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
 - (3) キャラクターの変形など、デザイン等を正しく使用されないおそれがあると認められる場合
 - (4) 宗教的行事、政治活動等のために使用すると認められる場合
 - (5) 町の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
 - (6) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (7) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業を営む者が使用する場合
 - (9) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める場合
- 2 町長は、使用許可をする場合は、使用許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、使用許可をする場合は、必要な条件を付すことができる。
- 4 町長は、申請者が前条の規定による使用許可の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。

5 町長は、使用許可をしない場合は、使用不許可通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第7条 デザイン等の使用期間は、使用許可の日から1年以内であって町長が必要と認める日までとする。

2 前項の使用期間の満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとするときは、改めて使用許可を受けなければならない。

（使用料）

第8条 デザイン等の使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第9条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザイン等の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 削除
- (2) 使用許可を受けた内容のみに使用すること。また、使用許可に際して、「このデザイン等は商品の品質を保証するものではないと記載すること」等町長による条件を付された場合は、それに従うこと。
- (3) 指定の色、形等に従ってデザイン等を正しく使用すること。
- (4) 使用許可を受けた物品等の完成品の写真等状況が分かる資料を町長に提出すること。
- (5) 使用許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (6) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (9) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (10) 他者によるデザイン等の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに町に報告すること。

（使用許可事項の変更）

第10条 使用者は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第4号）を町長に提出し、改めて使用許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用者に対し物品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱又は使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 第5条又は前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (3) 使用者が第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、デザイン等の使用を継続することが不相当であると認めたとき。
- 2 前項の規定により使用許可が取り消された場合において、使用者は、使用許可を取り消された日からデザイン等を使用することができないものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用の中止）

第12条 使用者は、デザイン等の使用を中止しようとするときは、使用中止届（様式第5号）を町長

に提出しなければならない。

（使用状況の報告等）

第 13 条 町長は、デザイン等を使用する者にデザイン等の使用状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占・町の非推奨等）

第 14 条 この要綱による使用許可は、使用者が自己の商標、意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について町による推奨又は品質保証を行うものではない。

（損失補償等の責任）

第 15 条 町は、デザイン等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がデザイン等の使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。